

不況下の高校生の就修学保障に関するアンケート調査のまとめ

2001年2月23日



日本高等学校教職員組合

〒102-0084 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館

TEL 03-3230-0284

E-mail : nikkokyo@cg.mbn.or.jp

《2000年度》

「不況下の高校生の就修学保障に関するアンケート調査」の結果について

2001年2月23日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

日高教は2000年10月、日高教構成組織の28道府県・政令市の高教組を通じて、「不況下の高校生の修学保障に関するアンケート調査」（以下、「調査」）を実施しました。「調査」は、各組織で全日制普通科3校、職業科2校、定時制1校を抽出することとし、各校事務職員の協力を得てとりくまれました。なお、今回の調査の抽出にあたっては、とくに困難をかかえた学校を対象とするよう要請しました。以下は回答のあった19道府県・政令市62校(全日制51校、定時制11校)の結果をまとめたものです。

長引く不況、リストラ・倒産などこにちの社会・経済状況のもとで父母の生活悪化がますます深刻化し、授業料滞納や授業料減免措置者が増大しています。経済的理由で修学旅行に参加できなかった生徒や中途退学する生徒も増え、生徒の学習権が脅かされている事態が浮き彫りになっています。

1 授業料減免措置の状況

2000年度に授業料減免を受けている生徒は全体の8.06%で、98年度の6.45%、99年度の7.85%と比較して年々増加し、とくに定時制では14.70%と高率を示しています。これは、家庭の経済状況の悪化がいつそう深刻化していることを意味しています。

公立高校の授業料は、自治省（総務省）が基準を示しこれに準拠するよう都道府県を指導しているものの、自治体の裁量によって決められています。現行授業料の国の基準は全日制で9,000円、定時制で2,400円となっています。ところが回答を寄せた道府県の実態は全日制で、大阪12,000円、京都市、大阪市、神戸市など政令都市10,800円で国基準を上回り、他の県は9,000円となっています。定時制では、和歌山、山口900円、北海道1,200円、神戸市1,860円、大阪府1,900円などで国基準を下回っているのが特徴です。ところが政府は、2001年度の授業料基準を全日制9,300円、定時制2,500円に引き上げる計画をすすめています。

政府の経済政策の失敗と大企業の横暴によって、労働者・国民のくらしが危機的な状況になり、国民の教育費負担が学習権を脅かしている事態のもとで、授業料値上げを打ち出す自民党政治に対する怒りが沸騰しています。

2 授業料減免制度の改善・拡充を

「調査」の「減免制度改善のために必要と思うこと」では、第1に「家計収入基準の緩和」(62.3%)、第2に「減免制度の広報の徹底」(41.0%)、第3に「添付書類の簡素化」(39.3%)が指摘されています。授業料減免措置を受ける生徒の増大は、その周辺に援助が必要であるにもかかわらず減免を受けられない生徒が多数いるとみる必要があります。そういう視点からも「家計収入基準の緩和」は緊急で重要な課題となっています。また、さまざまな困難をかかえた生徒や家庭が少なくないからこそ、手続きの簡素化やゆきとどいた広報の充実が求められています。しかも重大なことは、いまだに「成績基準」を設けている県があることです。これは、憲法・教育基本法が掲げる教育の機会均等の保障のための措置である減免制度の本来の趣旨を根本的にゆがめています。高校進学率が97%にも達しているこんにち、一日も早く解消する必要があります。

3 授業料未納の状況

授業料の未納状況は学校によって大きな差があります。全定平均では3カ月未納が1.13%となっていますが、定時制では8.34%と非常に大きくなっています。学校毎にみると、定時制で30%に近い高校もあり、全日制でも山口、和歌山、大阪などの職業高などでは全国平均の3～4倍になっている学校もあります。こうした状況は家庭の経済状況の困難をかかえた生徒が特定の学校に集中していることを示しています。

今回の調査の特徴は、自由記述欄にびっしりと具体的な事例が書かれていることです。失業、自営業者の倒産、負債を抱えての家族の離散、親の離婚など、生活の基盤である家庭生活の悪化、家族関係の崩壊状況など、深刻な事態が浮き彫りになっています。

経済的理由で退学した生徒は、調査では99年度8人、2000年度(10月末まで)5人となっていますが、この数字は実態の一部であると考えする必要があります。文部省の調査(99年度「問題行動白書」)によれば、全国の公立高校で「経済的理由」で中退した生徒は全中退者数の1.9%(約1,300人)です。同調査で、「家庭の事情」を理由にした中退者が4.2%で対前年比0.3ポイント増加しており、この「家庭の事情」の中にも「経済的理由」の生徒が相当数含まれていると考えることができます。また、「経済的理由」で修学旅行の参加を取りやめた生徒が、99年度、2000年度といずれも15人もいることがわかりました。今の不況、リストラ、倒産などの経済、雇用問題は高校生の学習権を直接脅かしているといわなければなりません。高校進学率が97%にも達し高校教育が準義務化しているこんにち、高校授業料無償化を展望しながら、授業料引き下げ、減免措置の抜本改善などの運動が求めています。

4 授業料以外の教育費父母負担の実態と問題点

しかも、見逃してならないことは授業料以外の種々の学校納付金、通学定期代、教科書代や部活動に要する経費などの教育費負担が父母、生徒に重くのしかかっていることです。とくに、文化体育後援会費、図書費、保体費、生徒会活動後援費、教育振興費、進路指導費、実習費などの名目でかなりの負担を強いられている学校納付金の中には、本来公費でまかなわれるべき経費が相当含まれていると考えられます。それぞれの学校でこうした納付金の性格、内容、使われ方などを再検討し、教育活動に必要な経費を行政の責任で措置させる要求と運動を強めることが緊急の課題となっています。

5 担任や事務担当者の負担の増大

授業料未納者への督促や指導にかかわって担任や事務職員は心を痛めています。物理的・精神的な負担が大きく、具体的改善が求められています。

「電話で督促して、『ないものはない』と怒鳴られた」「家庭訪問をして、こんなに生活が困窮しているのかと、胸の痛む思いをした」「生徒に督促状を入れた封筒を渡すとき、胸が痛い」「未納の保護者が不在で連絡が取れず、長期の滞納者者に苦勞する」「担任が一時的に立て替えて、奨学金などの手続きをしている」「家庭の中に踏み込むことにためらいがある」「家庭に特殊な事情がある場合、滞納問題を生徒に話すのはつらい」「電話を止められていて、連絡が付かない」・・・。

こうした担任や事務職員の負担を早急に解決する必要があります。教職員が生徒の家庭状況等を把握し、生徒を励まし必要な援助の手だてをとることは教育上必要なことですが、授業料の「督促業務」については、生徒や父母との信頼関係を損ねることがあってはなりません。さらに、労働条件の過重の面から検討する必要があります。夜間に何度も家庭訪問をくり返すようなことは、精神的にも肉体的にも大きな負担です。根本的な解決は授業料の無償化であることを明確にしながらか、授業料を「利用料」として扱う行政の考えを改めさせ、こうした担任や事務職員の負担を軽減する行政措置を要求する必要があります。

6 奨学金制度、修学奨励制度の拡充について

奨学金の受給者は、98年度2.61%、99年度3.22%、2000年度3.60%となっています。こんにちの経済状況を反映して受給率は一定の伸びを示していますが、父母の必要の度合いに見合っているのでしょうか。「調査」では、「緊急に改善すべきこと」として、「手続きを簡素化する」42.6%、「収入基準を緩和する」39.3%、「年度途中からも申請できるようにする」39.3%、「成績基準をなくす」36.1%、「貸与制から給付制に変える」27.9%と

なっています。いずれも重要な改善の課題です。

また、定時制生徒に貸与される修学奨励費（月額 12,000 円）の受給者は、98 年度 2.61 %、99 年度 2.88 %、2000 年度 3.29 %で、授業料滞納状況等とあわせて検討したとき、十分な活用がなされていないと見るべきです。それはこの制度のもつ問題点からうまれています。一つは、「就労している」ことが認定条件になっており、定職についていない生徒やさまざまな困難をかかえる定時制の生徒の実態にあっていません。もう一つは、中退した場合貸付金の返還が義務づけられていることです。この間、定時制の教職員は中退者の貸付金“回収”に大変苦勞してきました。就労条件の削除や返還義務の免除、手続きの簡素化などによって、生徒の修学権保障の制度として生きたものにするのが重要です。

大学、専門学校などでの予約奨学金制度について、「調査」から共通した要望が出されています。一つは「募集締切を遅らせる」ことです。具体的な志望校が決まる秋頃に希望者が多数出てくるからです。二つめは「収入基準を緩和、貸与対象者の拡大」を求める声が多いことです。しかも、「きぼう 21」（有利子制）と「S Y 21 予約」（無利子制）とは成績基準で格差を設けていることも問題です。本来奨学金は諸外国のように、貸与制ではなく給付制にすべきです。にもかかわらず有利子制まで導入したことは、文部科学省が「教育ローン」を実施していることであり、すべての国民の教育を受ける権利を保障する姿勢が大きく立ち後れていることを意味しています。

7 高校生の修学保障のために

「調査」の自由記述欄に、「ほとんどの者が高校に進学する時代に、授業料を徴収すること自体が必要なのではないか」という声があります。この声は多くの国民世論を代表するものです。一方で、「未納についての罰則基準はあるが、事実上実施されていない。親の（授業料納入）についての意識の希薄さにも問題がある。罰則規定も必要ではないか」という意見もあります。これは授業料未納者への対応の困難さから生まれてきているのではないのでしょうか。「学校の『授業料』だけの問題ではなく、社会全体の不況が深刻な影響を与えている。県税収入不足、国の補助金カット、家計の不安定など、日本経済の立て直しが一番の課題」という意見は、問題の本質をついた指摘です。

教育改革の基本に、子どもの学習権の保障をしっかりと据え、授業料の無償化、引き下げ、教科書無償化の高校への拡大、減免制度や奨学金制度の抜本的改善・拡充、学校納付金の見直しと公費拡大の課題を前面に押し出し、国民的な世論にしていく必要があります。

不況下の高校生の就修学保障に関する アンケート調査のまとめ

Ⅰ 調査の概要

1. 調査の趣旨

長引く不況のもとで、失業・倒産など、父母の労働実態や家庭の経済状況の悪化が深刻になり、「授業料が払えない」「修学旅行に行けない」など、高校生の学習権をも脅かす事態が進行しています。その実態をリアルに把握し、社会的問題としてアピールするとともに、政府や地方行政にたいして生徒の就修学の保障を求める運動をすすめます。

2. 調査の対象

- (1) 日高教組織のある28道府県・政令市の公立高校
- (2) 各道府県にあつては、全日制5校（普通科3校、職業科2校）および定時制1校を抽出（対象校の抽出にあたっては、なるべく99年度の抽出校以外で、特に困難をかかえた学校を含む）。

3. 調査の方法

- (1) 調査用紙にもとづくアンケート方式
- (2) 回答者：各校の授業料担当事務職員

4. 調査の実施時期

2000年10月末段階

5. アンケート回収状況

- (1) 対象28道府県・政令市中、以下の19道府県・政令市から回答がよせられた。

北海道、秋田、福島、埼玉、富山、静岡、岐阜、滋賀、大阪、和歌山、岡山、山口、愛媛、高知、佐賀、長崎、京都市、大阪市、神戸市

- (2) 回答数 62校（全日制51校、定時制11校）

II 調査結果のまとめ

1 授業料等の納入金について

<授業料の月額>

【全日制】

| | |
|----------|---|
| 9,000 円 | 北海道、秋田、福島、埼玉、 富山、岐阜、静岡、滋賀、 和歌山、岡山、山口、高知、 愛媛、佐賀 |
| 10,800 円 | 京都市、大阪市、神戸市 |
| 12,000 円 | 大阪府 |

【定時制】

| | |
|---------|-----------------------|
| 2,400 円 | 秋田、富山、埼玉、岐阜、 高知、長崎 |
| 2,280 円 | 大阪市 |
| 1,900 円 | 大阪府 |
| 1,860 円 | 神戸市 |
| 1,200 円 | 北海道 |
| 900 円 | 和歌山、山口 |

<授業料以外の納付金の例> *いずれも年額

| | | |
|-----|------------|---|
| 北海道 | A 高校 (全・職) | P T A 会費 4,000 円、生徒会費 13,000 円、文化体育後援会費：12,000 円、図書費：1,800 円、 保体費：4,800 円、同窓会費：1,800 円 |
| 福島 | B 高校 (全・普) | P T A 会費 6,000 円、生徒会費 6,000 円、生徒活動後援費 8,000 円、緑の会費 10,000 円 |
| 埼玉 | C 高校 (全・専) | P T A 会費 4,800 円、生徒会費 6,300 円、体育実習費 (体育科のみ) 60,000 円 |
| | D 高校 (全・職) | P T A 会費 3,400 円、生徒会費 8,640 円、後援会費：18,600 円、「工業基礎」補助費：6,000 円 (繊維デザイン・建築・機械科)、11,000 円 (電気科)、16,000 円 (化学技術科) |
| 富山 | E 高校 (全・職) | P T A 会費 2,000 円、生徒会費 6,000 円、部活動振興費 10,000 円、教育振興会費 2,000 円、電算 24,000 円 |
| 岐阜 | F 高校 (全・職) | P T A 会費 4,800 円、生徒会費 4,800 円、学校後援費 9,000 円、部活後援会費 4,800 円、農業クラブ 1,800 円、 学年積立金：1 年 9,000 円、2 年 9,000 円、3 年 24,000 円 |
| | G 高校 (全・普) | P T A 会費 3,000 円、生徒会費 3,600 円、P T A 入会金 10,000 円、部活動後援会 6,000 円、学校後援会費 13,200 円 |

| | | |
|-----|------------|--|
| | | 学年費 12,500 円 |
| 静岡 | H 高校 (全・職) | P T A 会費 3,600 円、生徒会費 7,200 円、文化体育後援費 6,600 円、後援会 6,000 円、入会金 1,000 円、実習費 1,200 円 |
| | I 高校 (全・普) | P T A 会費 4,200 円、生徒会費 7,200 円、クラブ後援会費 4,800 円、教育振興費 8,400 円、生活館 6,000 円、進路指導費 4,800 円、図書費 2,400 円、学年費：1 年 50,000 円、2 年 32,000 円、3 年 66,800 円 |
| 和歌山 | J 高校 (全・職) | P T A 会費 13,200 円、生徒会費 7,920 円、学校後援会費 6,900 円、クラブ後援会費 3,000 円 |
| | K 高校 (全・普) | P T A 会費 21,600 円、生徒会費 12,900 円 |

2 授業料減免者数

<全体>

| | 98年度 | 99年度 | 2000年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 生徒数 | 31528人 | 31755人 | 32958人 |
| 全額 | 1920 | 2263 | 2392 |
| 半額 | 112 | 229 | 264 |
| 合計 | 2032人 (6.45%) | 2492人 (7.85%) | 2656人 (8.06%) |

<全日制>

| | 98年度 | 99年度 | 2000年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 生徒数 | 30571人 | 30784人 | 31985人 |
| 全額 | 1784 | 2141 | 2252 |
| 半額 | 112 | 229 | 261 |
| 合計 | 1896人 (6.20%) | 2370人 (7.70%) | 2513人 (7.86%) |

<定時制>

| | 98年度 | 99年度 | 2000年度 |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 生徒数 | 957人 | 971人 | 973人 |
| 全額 | 136 | 122 | 140 |
| 半額 | 0 | 0 | 3 |
| 合計 | 136人 (14.21%) | 122人 (12.56%) | 143人 (14.70%) |

3 授業料 未納者の状況

(2000年10月末現在、全生徒数に対する割合)

| | 99年度未納 | 2000年度3ヶ月未納 | 2000年度2ヶ月未納 |
|-----|------------|-------------|-------------|
| 全体 | 81人(0.26%) | 371人(1.13%) | 499人(1.51%) |
| 全日制 | 36(0.12) | 290(0.91) | 464(1.45) |
| 定時制 | 45(4.63) | 81(8.34) | 35(3.60) |

<2ヶ月、3ヶ月未納者の多い学校の例>

| 学 校 | 道府県・市 | 全・定(学科) | 2ヶ月未納者 | 3ヶ月未納者 |
|-----|-------|----------|--------|--------|
| A高校 | 大 阪 | 定時制(職業科) | 39.13% | 21.74% |
| B高校 | 大阪市 | 〃 | 2.50 | 12.50 |
| C高校 | 和歌山 | 〃 | 0 | 25.95 |
| D高校 | 山 口 | 〃 | 8.70 | 28.26 |
| E高校 | 神戸市 | 〃 | 3.09 | 6.17 |
| F高校 | 長 崎 | 定時制(普通科) | 5.48 | 4.11 |
| G高校 | 大 阪 | 全日制(職業科) | 14.42 | 3.75 |
| H高校 | 大 阪 | 〃 | 8.24 | 2.45 |
| I高校 | 京都市 | 〃 | 4.04 | 1.31 |
| J高校 | 山 口 | 〃 | 1.12 | 3.93 |

<2ヶ月以上の授業料未納者の理由や事例など>

- ・自営業の経営不振、勤め先の倒産、借金、保護者の怠惰、父親の失踪など(埼玉)
- ・父親が無職(リストラ、会社の倒産等)、母親のパート収入のみ(富山)
- ・取引先が倒産など、不況による自営業者の収入低下のため、未納が増える(滋賀)
- ・親が病氣入退院を繰り返し収入減(京都市)
- ・不況による生業不振のため減免申請したいが、借金をするため確定申告額を故意に多くしているので、所得オーバーで申請できない。借金を返すため両親とも昼夜2つの勤務を持っているが、そのために所得が増えて授業料免除不許可、公営住宅の家賃も上がり、ますます苦しい状態になっている(大阪)
- ・父親がリストラに。事業がうまくいかないことで収入減。震災関係等。(神戸市)
- ・親の収入が不安定。借金等が考えられる。(和歌山、高知)
- ・4ヶ月未納1名：理由特になし(山口)
- ・母子家庭で生活困窮(秋田、愛媛)

- ・保護者の離職等による（佐賀）
- ・10月末の時点で4ヶ月未納の2年生の男子で、7月頃より不登校になり、口座引き落としができず。12月に退学の際、6ヶ月分全額完納した例がある。（長崎）
- ・親がルーズで滞納するケースもある（福島、富山、和歌山）

4 授業料未納者に対する対応

(1) 教育委員会の方針、対策、学校への指導等の問題点

- ・本庁（教育委員会）での方針が明確でなく、ほとんど学校まかせになっている。（福島）
- ・未納者分についての調停繰越ができるようになった。（埼玉）
- ・学校への指導：定期的な連絡、家庭訪問の徹底（担任）、定期的な督促状の送付（事務）
問題点：何年間督促し続けるかなど、方針・具体的対策を指導してほしい。（富山）
- ・指導課より校長会で指示。①家庭状況の把握と授業料減免制度の利用について周知すること。②本県の奨学金や日本育英会等の利用についての周知。（富山）
- ・督促しても未納の場合、催告もできるようになり、実行している。（岐阜）
- ・県教育委員会から学校への指導は、年度当初の会議において口頭で「滞納者には早め早めの対応をお願いします」とのコメントがあったのみ。（滋賀）
- ・未納については、努力するよう監査時に指導される。（佐賀）
- ・3ヶ月以上の滞納者については連絡事項を記録簿に記載することになっている。（長崎）

(2) 授業料滞納に対する退学、出校停止などの条例・規則などがある道府県

- ・北海道：30日督促、45日出席停止、75日退学。
- ・福島：条例上、学校長の判断で未納者に対して出席停止を命じることができるとされているが、具体的に何ヶ月滞納で出席停止できるかは明示されていない。また学校長の判断となっているが、実際には本庁（県教委）協議が必要であり、本校はもちろん他校でも授業料未納による出席停止の例はないと聞いている。
- ・埼玉：①滞納1ヶ月の時は保護者に督促。②滞納2ヶ月の時は保護者を招集して再度督促。必要に応じて保証人に通告。③滞納3ヶ月以上に及ぶときは出席停止を命じることができる。④滞納5ヶ月以上に及ぶときは除籍することができる。
（高等学校通則25条の規定）
- ・岐阜：学校管理規則により、督促、催告、面接指導、再催告による督促の後、除籍することができる。
- ・静岡：静岡県立高等学校学則（教育委員会規則）第38条
「校長は授業料を正当の理由なく納付しない者に対して、出席を停止し、また

は除籍することができる。」

- ・ 京都市 : 京都市学校事務の手引きに、納付を怠った者に対して出席の停止、または退学を命ずることがある。期限内に納付しない場合、校長は学則（正当な理由なくして3ヶ月以上滞納する者は除籍する）により、保護者に督促しなければならないことになっている。
- ・ 大阪 : 条例により、全日制は「督促期限を経過して納入がないとき出席停止に、出席停止を命じた日から2週間を経過してなお納入がないとき退学」とすることができる。定時制は「全日制と均衡を失しないよう十分なる配慮を持って措置する」となっている。
- ・ 神戸市 : 神戸市立高等学校学則：第16条3項「校長は、授業料を所定の手続きを経ず納入しないこと30日以上のある者には停学を、90日以上のある者には退学を命ずることができる。」
- ・ 和歌山 : 「和歌山県立高等学校規則」による
- ・ 山口 : 山口県立学校学則基準の第32条第1項第2号に、「校長は正当な事由がなく授業料を納付しない生徒に対しては、出席を停止し、または除籍することができる」と定めている。
- ・ 高知 : 「授業料の滞納が5日に及んだ者に対しては、その納付に至るまでその授業を停止することがある。授業停止後2週間を経過してもなお納付しない者は、これを除籍することができる。」（授業料徴収条例第9条）
- ・ 長崎 : 長崎ではそのようなものはない。

(3) 条例、学則を根拠に、授業料滞納を理由とした処分の例

- ・ 大阪 : 99年度、3人に出席停止、退学処分。
- ・ 大阪 : 99年度に卒業予定であったが単位不足のため留年となり、学校へ来なくなった生徒に対して、保護者とも合意のうえで授業料未納による退学にしたケースが1件あった。
- ・ 大阪 : 長期欠席生徒で、授業料をどうしても納めることができないため、保護者が要望して処分した例がある。
- ・ 高知 : 99年度1名。

(4) 未納者への対応で、担当者(事務職員、学級担任等)の悩みや困難な課題

- ・ 授業料制度自体なくした方がいい。公費の扱いは精神的に緊張する。未納者への対応等も相当大変だ。(北海道)
- ・ 学習権の保障と、しかし未納の(主に家庭のプライバシーに関わって)根本的な解決法がなく、せつない。(秋田)

- ・自宅への電話がつながらない（留守、電話を取り外されているなど）家庭があり、連絡がとれない。（埼玉、岐阜、京都市、大阪市、和歌山、高知、愛媛、山口、佐賀、長崎）
- ・電話での督促の際に「ないものはない」と怒鳴られたことや、家庭訪問時こんなに生活が困窮しているのかと、胸の痛む思いを目の当たりにした。（埼玉）
- ・生徒に督促の封筒の中の理由を説明して渡すとき、胸が痛む。（富山）
- ・担任が一時的に立て替え。奨学金の応募など対策をしている。（岐阜）
- ・現在3年在籍者で、家に内容証明の郵便物を送付しても留守で配達できず、9月より未納で学校へも登校していない。家庭訪問しても留守。どうすればよいのか？（大阪市）
- ・家庭の中に踏み込むことにためらいがあり、十分な対応措置がとりにくい。督促通知を手渡す程度で終わっている。（神戸市）
- ・家庭に特殊な事情がある場合、授業料を滞納していることを直接生徒には話しぶらい。（高知）
- ・未納（滞納）が習慣になっている者、納入意志がはっきりしない者などがいても、罰則規定がないため強力な督促ができない。（富山）
- ・滞納者に対しては、授業料の免除制度があることを説明し、利用するように働きかけているが、反応がないまま滞納額が増えてしまうケースもあり対応に苦慮。（福島）
- ・①未納の最大の原因は、保護者の納入義務の軽視と思われる（小中時代からの減免慣れや、助成金給付など慢性化し、不払い意識）。②各個による徴収督促の遅れと対策の非継続。（大阪）
- ・夜電話をかけたり、家庭訪問をしたり、電話をしてもすぐ切られたりで苦勞している。担任に協力してもらえないことが多く、一人で対応することがほとんどで、気も使い大変。根気だけである。（和歌山）
- ・学級担任が対応し何とかしているが、たいへんである。（山口）
- ・督促のため、学級担任にかなり負担がかかっている。（佐賀）

(5) 未納者が中途退学あるいは卒業する際の具体的措置

- ・未納分が納まらない限り、退学もできない。月をまたいでいくと納入金が増えていくため、何度も家庭訪問して督促するほか手がない。（北海道）
- ・返還の誓約書を取り、校長が立替（未納 36,400 円と当座の生活費と併せて5万円を貸与）し、後日、団体会計から校長に振り込む。しかし、踏み倒された状態が続いている。（秋田）
- ・学年積立金等の残金を充当。未納分を一括で納入できない場合、確約書を提出させ分割で納入。（埼玉）
- ・いわゆる団体費で授業料を完納扱いとし、退学・卒業後も徴収行為（団体費への補填）を続ける。（埼玉）

- ・ P T A で立て替えて納め、卒業後返済してもらうケースがあった。(岐阜)
- ・ 数年前は P T A 費で補充したこともあったが(累積 1 0 0 万)、今は欠損のままになっている。監査で指摘を受けるが、実情は県も認めている。(岐阜)
- ・ 1、2 年生の場合はすでに納めている研修旅費で相殺する。納入されている月まで遡って退学する月日にする。(京都市)
- ・ 本校では中途退学・卒業者で授業料未納の場合、担任・教頭等を含めて、納入を促して納入させており、退学・卒業後も未納が生じるケースは今のところない。(福島)
- ・ 卒業証書を預かる旨、保護者に個別に話をする。その結果、未納で卒業した者はいない。(大阪)
- ・ 本人が働いて入金する。(神戸市)
- ・ P T A 他より立替払い。個人的(担任・事務等)に立替。卒業証書預かり。(和歌山)
- ・ 退学の場合、現金で授業料を納入しないと退学願いは受理できないと保護者に伝える(担任を通じて)。(山口)
- ・ 保護者に連絡をとり続ける。年度の出納期限ぎりぎりの 5 月 2 8 日ころ、保護者の給料日に勤務先の近くまで取りに行き、そのまま銀行で納めたことがあった。(高知)
- ・ 卒業証書を一時預かった。(佐賀)

5 経済的理由で退学した生徒数

| | | |
|------|-----|---|
| 98 年 | 5 人 | 秋田(定・普) 1、埼玉(定・普) 1、岐阜(全・普) 2 神戸市(全・工) 1 |
| 99 年 | 8 | 埼玉(定・普) 1、岐阜(全・普) 5 高知(全・普) 1、長崎(定・普) 1 |
| 00 年 | 5 | 岐阜(全・普) 4、佐賀(全・農) 1 |

6 経済的理由で修学旅行を取りやめた生徒数

| | | |
|------|-----|--|
| 98 年 | 9 人 | 北海道(全・普) 2、大阪府(全・工) 3、大阪市(全・商) 1 和歌山(全・普) 2、高知(全・工) 1 |
| 99 年 | 1 5 | 富山(定・普) 1 大阪府(全・普) 1、同(全・工) 4、同(全・普) 1 和歌山(全・普) 3、同(全・普) 2 高知(全・普) 1、同(全・工) 1、佐賀(全・普) 1 |
| 00 年 | 1 5 | 秋田(全・商) 1、埼玉(全・普) 2、岐阜(全・普) 1 大阪府(全・工) 9、和歌山(全・普) 2 |

<修学旅行費用を納入できていない生徒について>

修学旅行に 参加させる 12校
参加させない 17校

未納の生徒に対しては

- ・事前に納入できないと参加できない旨を強く伝え、学年団と連携しながら完納を目指している。どうしても支払いができない人は納入確約書等を提出させる。(埼玉)
- ・これまでは該当者がいない。今後そういう事態があっても、参加できるよう関係者で努力する。(富山)
- ・督促して納入がなければ参加できない旨伝えるが、最終的には担任の教育上の配慮による参加もあり得る。卒業時に未納のままである生徒も存在した。(大阪)
- ・修学旅行費補助制度(市の制度)への応募、奨学金から一部返金の対策を本人に考えてもらう。(神戸市・定)
- ・修学旅行は希望者のみで行っており、数割は不参加。(和歌山・定)
- ・仕事等の都合で全員参加ではない。(山口・定)
- ・担任とともにできる限りの督促をし、旅行に行く直前まで、に、いつまでに納入するかという念書を提出してもらっている。(佐賀)

7 修学保障のための制度、施策の拡充

(1) 減免基準を示す案内や「しおり」の有無

| 案内や「しおり」 | ある | ない |
|----------|-------------|-------------|
| | 46校 (74.2%) | 11校 (17.8%) |

(2) 現行制度の問題点について

- ・授業料以外の学校徴収金(PTA・学年会・部活動費等)の負担が多く、授業料の減免制度だけでは保護者の負担軽減にあまりならない。(富山)
- ・減免制度のPR不足(本庁サイトでしっかりやるべき)。減免制度に該当する場合、4月～遡及させて減免することも考えてはどうか。(福島)
- ・誰が納入義務を負うのか(減免申請できる人は誰か)条例上規定されていない。(埼玉)
- ・決定が遅い。(埼玉)
- ・収入基準がきびしすぎる。(岐阜)
- ・基準がきびしい。半額免除がおこなわれていない。遡及がない。(大阪市)
- ・家族収入の基準額(限度額)の明示があると、減免申請がしやすい。(滋賀)

- ・一時的かつ断続的な就労など、不安定就労による所得状況を証明する場合の困難さ（必要書類の増加、取得の煩雑さ）（京都市）
- ・収入基準の確認が困難、借金等による負債の基準化が必要（と思われる）（大阪）
- ・従来授業料減免制度は、新規採用されて以降は簡略な継続申請手続きであったのが、全日制では平成12年度、定時制では平成13年度から毎年申請審査となった。→作業手続きで教師・生徒・保護者の負担増が懸念される。（神戸市）
- ・前年度の所得を対象とするので現在の状況が反映されにくい。（和歌山）
- ・減免に関する基準はあるが、似たようなケースでも対象となることとならないことがあり、矛盾を感じる。所得証明書は2年前の所得となるため現況がつかみにくい。（岡山）
- ・審査の日程が早すぎる。4月20～28日。もう少し遅くできないものか。（長崎）

(3)減免制度改善のために必要と思うこと

| | | |
|--------------------------------|-----|-------|
| 家計収入基準の緩和 | 38人 | 62.3% |
| 添付書類の簡素化 | 24 | 39.3 |
| 減免適用の遡及 | 19 | 31.1 |
| 減免制度の広報の徹底 | 25 | 41.0 |
| 地方交付税の授業料収入基準を95%から90%程度に引き下げる | 8 | 13.1 |
| 成績基準をなくす | 10 | 16.4 |
| その他 | 2 | 3.3 |

<その他>の記述から

- ・「ダムの無駄」をなくし教育予算増。（秋田）
- ・県が職権で免除するというアクションをおこすのでなく、あくまでも納入義務者の申請→県の許可であること。制度を利用する一歩は、納入義務者からのアクションであることを知ってもらうこと。（埼玉）
- ・決済権者を校長に。（埼玉）
- ・収入基準の緩和：教育長専決の場合は基準が不明。広報の徹底：わかりやすいものでなければならぬ。成績基準：あるのかどうか？（富山）
- ・借用・債務金額による基準を設けること。（大阪）
- ・成績条項は撤廃させた。（和歌山）

8 奨学金制度について

(1) 奨学金制度の受給者

| | 98年度 | 99年度 | 2000年度 |
|-------|--------------|---------------|---------------|
| 日本育英会 | 393 (1.25%) | 539 (1.70%) | 669 (2.03%) |
| その他 | 476 (1.51%) | 513 (1.62%) | 557 (1.69%) |
| 計 | 823人 (2.61%) | 1022人 (3.22%) | 1186人 (3.60%) |

(2) 緊急に改善すべきと思われるもの

| | | |
|---------------------------|-----|-------|
| 成績基準をなくす | 22人 | 36.1% |
| 収入基準を緩和する | 24 | 39.3 |
| 手続き書類を簡素化する | 26 | 42.6 |
| 貸与制から給付制にかえる | 17 | 27.9 |
| 年度途中も申請できるようにする | 24 | 39.3 |
| 受給中の者が留年しても停止せず卒業するまで支給する | 7 | 11.5 |
| その他 | 3 | 4.9 |

<その他>の記述から

- ・保護者の所得のみを対象とする。同居人の収入・祖父母の年金などは対象から外す(埼玉)
- ・手続きの学校負担が多い。(富山)
- ・ほとんどが貸与制。一部給付制にする。(富山)
- ・貸与月額を増やす。(静岡)
- ・本当に真面目に勉学したいと考える生徒に限って、給付を考えてほしい。その際、出席状況はとても参考になると思う。(高知)
- ・昨年実施されていた奨学制度が廃止になったり、不採用ときびしくなった。1年生は1学期の成績が出るまで中学の成績で判断するので、基準(現在3.5)は高すぎる(岐阜)

(3) 「緊急採用奨学金制度」の対象になった生徒

| 99年度 | 2000年度 |
|------|--------|
| 18人 | 22人 |

<理由>

- ・親の失業・リストラ (福島、富山、岐阜、静岡、大阪府・市、佐賀)
- ・倒産 (富山、京都市、和歌山、山口)
- ・両親の離婚による収入減 (大阪府・市)
- ・父のけがによる失職・家計の逼迫 (神戸市)

- ・父の死亡（和歌山）

(4) 大学、専門学校などの予約奨学金制度

| | |
|--------|----------|
| SY21予約 | きぼう21プラン |
| 296人 | 187人 |

<予約奨学金に関する問題点>

- ・収入基準の緩和および手続きの簡略化が必要。本校の場合、教諭が係となっているため、担任・授業等の仕事をしながら書類をまとめるのは非常に負担である。（福島）
- ・締め切りをせめて夏休み以降にしてほしい。具体的な志望校が決まる秋頃に何人も希望者が出る。予約採用決定後、入学した学校での手続きがよくわからない。（富山）
- ・採用の決定をもう少し早い時期にしてほしい。生徒によっては、奨学金がもらえるかどうかによって進路を変えなければならない場合もある。（和歌山）
- ・申込の手続き期間が短い。わかりやすい文章で説明してほしい。（京都市）
- ・「きぼう21プラン」の有利子制はなくすべきであろう。（大阪）
- ・「SY21」を希望しても成績基準で「きぼう21」に回されてしまうので、成績基準をなくしてほしい。「きぼう21」プランを希望して不採用の生徒もいるので、収入基準を緩和して、希望する生徒全員に奨学金貸与をお願いしたい。（大阪市）
- ・貸与奨学金は借りにくい。アルバイトをせずとも学生生活が送れるよう、奨学金の増額をお願いしたい。（神戸市）
- ・「有利子制」については、（基準内であれば）できるだけ全員採用をお願いしたい。（和歌山）
- ・「有利子制」の利子は、次年度以降の金額の増加や人数枠の拡大に回すのが正しいあり方である。未返納分を後進の者におしつけるのは間違い、税金で補填すべきだ。（山口）
- ・「SY21予約」と「きぼう21プラン」を分けて募集するのでなく、一つで募集できないものか。（高知）

9 働きながら学ぶ生徒を対象とした修学奨励金について

(1) 修学奨励金を受給している生徒（定時制のみ）

（定時制総数 98年度：957人 99年度：971人 2000年度：973人）

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 98年度 | 99年度 | 2000年度 |
| 25人 (2.61%) | 28人 (2.88%) | 32人 (3.29%) |

(2) 制度の問題点について

- ・貸与制から給付制にかえる（現行は、卒業生のみ「給与」となる）（埼玉）
- ・年度途中で退学した場合、前年度に受けた奨学金を返却しなければならないので、実際上は卒業するまでそのお金が渡せないのはとても不合理。1年ごとの採用・決算にして、返却は必要ないようにしてほしい。（秋田、岐阜）
- ・収入基準を緩和してほしい。（埼玉、大阪、神戸市）
- ・職に就いていない人は支給されない。（愛媛）
- ・働きながら学ぶ生徒には大変ありがたい制度。奨励資金の受給額を毎年 1000 ～ 2000 円あげてほしい。資産調査等は簡素化してほしい。本人のみで充分だと思う。（高知）

10 高校生の就修学保障に必要な制度の改善、新たな施策について

- ・教育の無償制。または授業料の低額制（年額を一度に払っても負担とならない金額）を実施する（授業料担当の事務職員が不要なるようにする）。高等教育無償制をめざす ILO 条約を政府に批准させる。PTA、生徒会等、本当に必要なもの以外の私費徴収をやめる。また、徴収金額も低額にとどめる（それぞれの会則にそれぞれが定めることではあるが）。私費に頼る（頼れる）職員の意識・体制をなくす。これから脱しない限り、本気の要求はできないだろうと感じている。（埼玉）
- ・市町村レベルでの貸付金（給付金）制度の充実。（埼玉）
- ・高校全入、義務教育化する（授業料をとらない。国が責任を持つ形に）。修学基金を全国的規模で募ったらどうか。（神戸市）
- ・減免対象枠拡大。減免基準緩和。（和歌山）
- ・就修学保障は必要なことはわかるが、奨学金制度の財源不足などきびしい現状ばかり。経済の安定、経済が上向きになるような施策・実施が急務。（和歌山）
- ・授業料免除よりも社会人になって収入を得たら返金する奨学金をもっと増やしたらよいと思う。（高知）

11 授業料担当者として感じること

- ・未納累積額が大きくなり、卒業目の生徒も（退学でなく）校長が卒業させてくれるか不安。未納については生徒を通さずに、保護者と直接話し合わないと、生徒が不登校・登校拒否の傾向に陥る。（秋田）
- ・経済的事情等で滞納している場合でも、事務担当者から連絡してはじめて行動をおこす

- といった状態である。授業料の問題は親の意識の低さにも原因があると思う。(福島)
- ・授業料を納めさせることができない担当が悪いのか、納めない未納者が悪いのか。担当が悪いというなら、誰もこんな仕事はやりたくない。罰則基準が教育的配慮の名の下に実施されないのであれば、無償化にするしかお互いに救われる道はない。(埼玉)
 - ・担任の協力度によって督促の効果も違ってくる。職員室との協力も大事であるが、日頃から生徒や保護者と親交を深めておくことも大切であると思う。(埼玉)
 - ・不況の煽りは、定時制課程に在学する生徒とその家庭を直撃している。(埼玉)
 - ・学級担任とちがい事務職員は家庭の事情を聞きにくい。担任からもなかなか教えてもらえない。担任が家庭の事情(父親の無職等)を把握していない。(富山)
 - ・高等学校は義務教育と異なり、授業料などを払わなければならないという意識が薄い。教育的な視点からは問題点も多いかもしれないが、保護者への啓発の意味を含め、出席停止、除籍などの規則も必要ではないかと思う。ただし運用実施については柔軟な対応ができる規則の制定を望む。(富山)
 - ・ほとんどが高等学校に進学する時代に、授業料を徴収すること自体が必要なのか? 「公の施設の使用料」の概念がふさわしいのかどうか。仮に必要としても、今以上値上げしないしてほしい。「私学との均衡」を言うなら、私学への大幅助成をはかるべき。(富山)
 - ・授業料収納担当者としては、督促やその他の手続きが大変なのでストレスがたまる。生徒指導とも関わるので、通常の督促は担任を通じてお願いするが、担任の中には「何で自分が授業料の取り立てをしなければならないのか」と不満に思う人もいる。保護者の中には、認識が甘い人もいる。督促は難しい。(富山)
 - ・定時制の生徒は、家庭的にも経済的にも恵まれない生徒が多い。アルバイトやパートという低賃金でいつでも切り捨てられるきびしい状況にある。。勤労学生がちゃんと認められる世の中にしてほしい。(岐阜)
 - ・収入以上に携帯電話やその他遊興費の増加で借金(ローン等)が増大し、納入できないことが多い。困窮している場合、フランクに相談できる関係構築が不十分ではないか。減免適用が授業料のみだけでなく、他の諸経費にもあればいい。(大阪)
 - ・①未納者と減免申請数の激増により、適切な督促事務と減免審査書類の完備が困難になっている。②授業料値上げのための官民格差論に対して、保護者窮迫の実態を市民に具体的に提示しないと対抗できないと思われる。(大阪)
 - ・クラス担任の協力が得られない場合がある。担任の生徒や保護者に対する指導の一項目に、高等学校授業料を位置づけてほしい。(大阪)
 - ・奨学金の途中採用が予算面からなされなくなり、家庭状況急変生徒に対応することが難しい。随時受付する奨学制度がほしい。学資負担者(主に父)の職場現状の悪化(リストラ、配転、業績悪化)が目立ち、奨学金・授業料免除申請の主たる理由となっている。また震災による二重ローン・負債を抱えているなど、目に見えない支出増の苦勞が忍ば

れ、不採用となったときに心が痛む。(神戸市)

- ・本校は定時制工業高校であり、勤労学生が多いが、不況により勤務していた工業系企業を退職せざるを得なくなり、サービス業のパート・アルバイト等をしている生徒も多い。そのため収入も減り、勤労意欲を減退させている。(和歌山)
- ・事務職員と学級担任の連携がうまくいっていれば大丈夫である。(山口)
- ・大学へは高校に比べてとても多くの教育費・生活費がかかる。10万円以上の額の奨学金を無利子で貸与する制度が必要である。(山口)
- ・以前と比較して、保護者となかなか連絡がつかない家庭が多くなっているような気がする。それゆえホーム主任と事務職員の連携が以前よりも強く求められ、協力は不可欠。家庭訪問も事務職員が一人で抱え込まないような協力体制を望む。(高知)
- ・学校だけの問題ではなく、社会全体の不況が一番影響している。県税収入不足、国の補助金カット、企業の倒産等、歳入不足や家計の不安定など「授業料減免」の問題だけでは済まない。日本経済安定に向けての施策が一番の課題である。(和歌山)